

第2期香川県国民健康保険運営方針 概要

1 基本的な考え方

○策定の趣旨

国保制度改革により、県と市町が一体となり共通認識のもとで事業を実施するため、令和5年度までを期間とする国民健康保険運営方針を策定しているが、引き続き安定的な財政運営の確保を図りつつ、県単位化の趣旨の更なる深化を図るため、第2期国民健康保険運営方針を策定するもの。

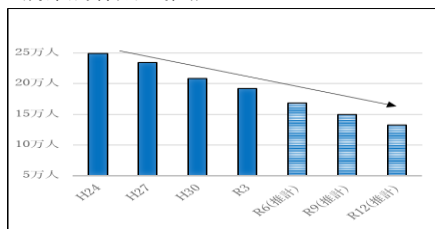
○対象期間...令和6年度から令和11年度まで（6年間）

○根拠規定...国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2

○評価改善...取組状況等を国保運営協議会に報告し継続的改善を図る。

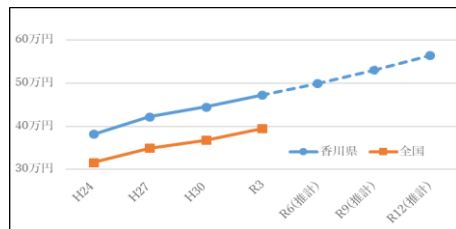
2 国民健康保険の医療費、財政の見通し

○被保険者数の推移



被保険者数は、減少傾向が続いている。
令和9年度見込みは15万人(H24年度比60%)

○1人当たり医療費の推移



1人当たり医療費は、増加傾向で、全国に比べて高い状況にある。

○市町国保財政状況

...令和元年度以降、一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入は減少。基金保有額は増加し、単年度収支の赤字額は減少しており、財政は安定しつつある。

○財政の見通し（医療費推計）

...令和12年度までは、被保険者数の減少により総医療費は減少する見込みであるが、1人当たり医療費が増加傾向にあることから、その後、総医療費は増加に転じる見込みである。

○財政調整事業の活用

...決算剰余金等を国保財政安定化基金(財政調整事業)として積み立て、年度間の財政調整に活用する。

給付と負担のバランスのとれた
持続可能な制度であるために

3 市町の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化

○保険料水準の統一

...市町間の相互扶助による保険料水準の統一（県内のどの市町に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成なら同じ保険料水準）の目標年度を令和18年度とし、段階的に取り組む。

第1段階：各市町の医療費水準を納付金算定に反映しない。出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料を納付金算定の対象経費に加える。
なお、納付金の激変を避けるため、令和10年度まで激変緩和措置を講じる。

第2段階：保健事業など市町間で取組みに差異がある経費等についても、標準化を検討して算定基準を統一し、対象経費に加える。

第3段階：収納率の高低で保険料が変化しないよう、市町ごとの規模に応じて標準的な収納率を設定する。

5 保険給付の適正な実施

○第三者求償の取組強化...広域的、専門的な求償案件の県委託制度の導入について検討する。

○療養費の支給の適正化...事務処理を標準化し、二次点検や患者調査の共同処理による効率化を検討する。

6 医療費適正化の取組み

○データヘルス計画に基づく効果的・効率的な保健事業の実施

...県ヘルスアップ事業を通じ、県全体の課題を検討し、市町の保健事業の標準化を図る。

○高医療費市町の指定

...医療費が著しく多額の市町を指定し、計画的に保健事業等を推進することにより医療費適正化を図る。

4 保険料の徴収の適正な実施

○収納率目標の設定...市町の規模別にあらかじめ目標値を設定し、収納率向上を図る。

○納付環境の整備

...口座振替推奨の原則化やコンビニ収納、オンライン納付等による納付環境を整備し、保険料納付の利便性を高める。

○収納対策マニュアルの策定と活用

...滞納整理業務等の円滑な実施と好事例の共有により収納率向上を図る。

4-2 資格管理の適正な実施

○新たな保険証の運用...マイナンバーカードの保険証利用を推進する。

7 事務の効率化、広域化の推進

○市町の全ての事務の標準化、広域化、効率化を検討する。

○葬祭費の支給額を統一する。（令和6年度以降）

○高額療養費の申請手続きの簡素化を図る。（令和6年度以降）

8 保健医療サービス等に関する施策との連携

○後期高齢者医療制度と一体的に保健事業に取り組む。

9 関係市町相互間の連絡調整等

○市町国保連携会議及び作業部会において意見交換等を行う。